

**小平市交通安全計画
(令和3年度～令和7年度)
進捗状況報告書**

【令和5年度】

小平市

目 次

1	計画の概要	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画の期間	1
2	施策の体系	2
3	施策の進捗状況	3
(1)	第1章 道路交通環境の整備	3
(2)	第2章 交通安全意識の啓発	8
(3)	第3章 交通規制と道路秩序の維持	12
(4)	第4章 救助・救急体制の充実	13
(5)	第5章 被害者支援の充実と推進	14
(6)	第6章 災害発生時の交通安全の確保	15

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

小平市（以下、「市」という。）では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「小平市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）」を策定し、市及び関係機関等が一体となって各種施策を推進してきました。

この間、市内の交通事故発生件数、死傷者数は、ともに減少傾向にありますが、全交通事故に占める自転車が関与する交通事故の割合は都内平均と比較して高い水準で推移しています。

また、高齢化社会の進展を背景に、全交通事故に占める高齢者が関与する交通事故の割合は高い状態が続いています。

こうした状況を踏まえ、「人優先」、「人命尊重」の理念に立ち、社会情勢の変化に対応した実効性のある交通安全対策をより一層推進するため、「小平市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「本計画」という。）を策定し、全ての人が交通事故の被害者にも加害者にもならない安全で安心な小平市の実現を目指すものです。

(2) 計画の位置付け

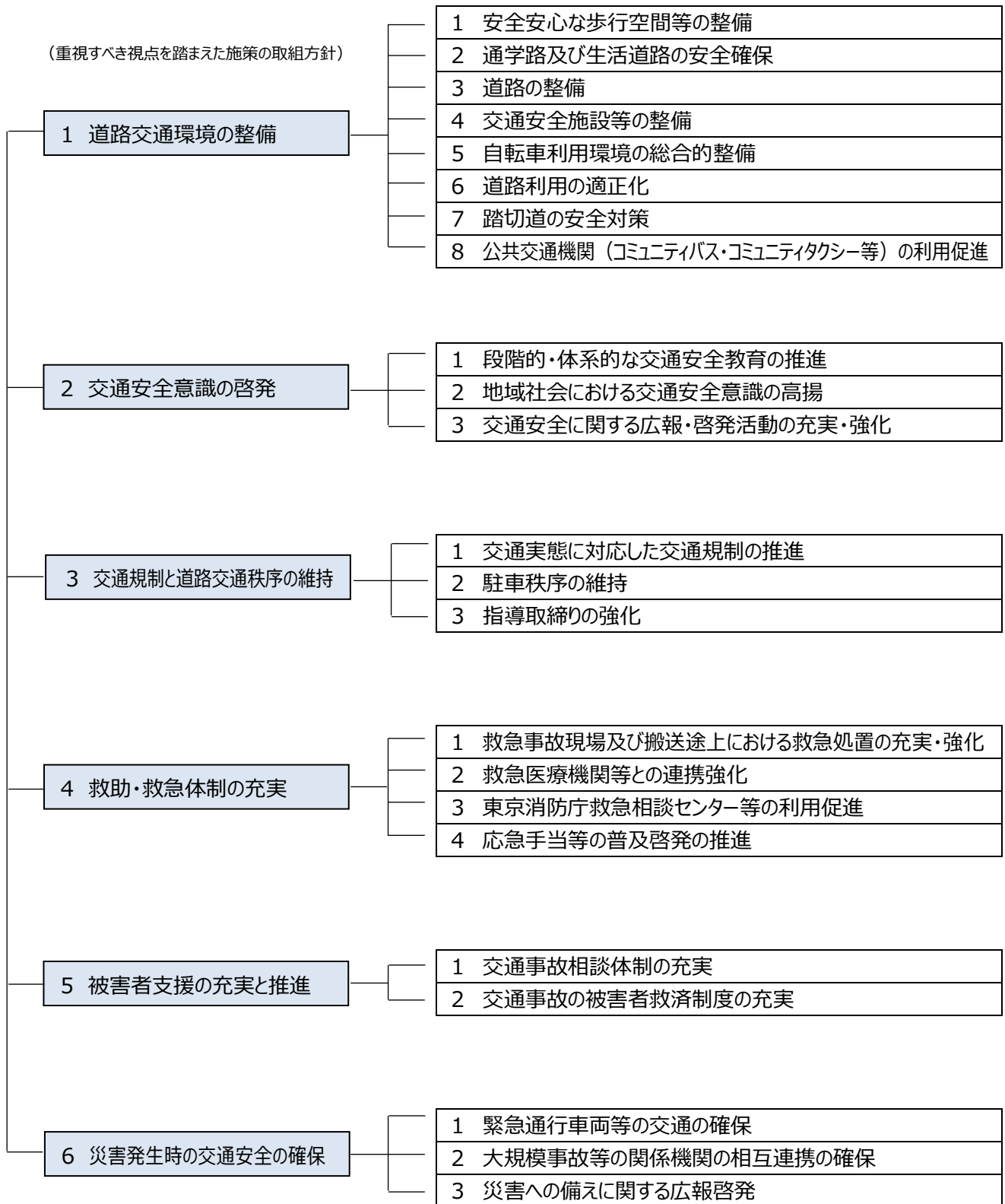
本計画は、交通安全対策基本法第26条の規定により、市内の陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市が今後推進する施策の大綱を定めたものです。

本計画は、「第11次東京都交通安全計画」及び市の上位計画である「小平市第四次長期総合計画」、「小平市都市計画マスタープラン」との整合性を図り策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

2 施策の体系



3 施策の進捗状況

(1) 第1章 道路交通環境の整備

施策番号	施策		担当	令和5年度の主な実施状況
1	安全安心な歩行空間等の整備		道路課 生活支援課 障がい者支援課	・市道第D-193号線道路補修工事(鈴木町一丁目)に伴い、段差改良工事を実施した。【道路課】 ・福祉のまちづくり条例や障がい者福祉計画に基づき、各課と連携しながら福祉のまちづくりを推進した。【生活支援課・障がい者支援課】
2	通学路及び生活道路の安全確保	(1) 通学路及び生活道路における交通事故防止対策の推進	交通対策課 道路課 学務課	・保護者及び地域住民等からの要望箇所、路面標示の設置・修繕や注意喚起看板を設置した。【交通対策課】 ・市道第D-344号線(回田町)において、横断歩道の新規設置に伴い、歩行者滞留箇所の舗装打換え、ポストコーンの設置、路側帯の設置を実施した。【道路課】 ・小学校巡回警備業務委託(スクールガード)による巡回や保護者・ボランティアによる見守りを実施するとともに各小学校において、新入学児童の入学する新学期に交通安全教育を行った。【学務課】
		(2) 通学路の安全の確保	交通対策課 道路課 学務課	・学校、教育委員会、小平警察署、道路管理者、保護者及び地域住民等と連携し、通学路合同点検を市内市立小学校19校で実施した。 (教育委員会・学校による対策箇所:4か所、道路管理者による対策箇所:65か所、警察による対策箇所:10か所、それ以外での対策箇所:6か所)。 【交通対策課・学務課】 ・通学路合同点検で出された改善要望について、年度末に通学路合同点検を実施した19校に対応状況を報告した。各学校では、危険箇所の対応状況を加味し、令和6年度の指定通学路を指定するなど、通学路の安全確保に努めた。 ・小平市通学路管理マニュアルを改訂した。 ・市報、教育委員会だよりで通学路見守りボランティアの募集を行った。 ・登校時間帯に教育委員会、小平警察署、道路管理者で啓発イベントを実施した。【学務課】
3	道路の整備	(1) 市道の整備	道路課	・維持事業として10件・12路線、新設改良事業として2件・3路線について、道路工事を実施した。
		(2) 都市計画道路の整備	道路課 道路課(都市計画道路担当)	・事業中の小平3・2・8号府中所沢線(新府中街道)、小平3・4・24号小川橋青梅橋線(村山街道)について、事業促進を東京都に要望した。 ・「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において優先整備路線に選定されている小平3・4・19号小平駅久留米線及び小平3・4・10号小平大和線(こぶし通り)、並びに第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業を活用した小平3・3・3号新五日市街道線について、損失補償算定や用地取得を着実に進めるとともに、周辺住民等への周知を行った。 【道路課(都市計画道路担当)】
		(3) 都道の整備	道路課 道路課(都市計画道路担当)	・交通安全施設整備事業により歩道設置が進められている小平3・1・2号東京立川線(五日市街道)や小平3・4・14号東京街道線の一部区間について、事業促進を東京都に要望した。【道路課(都市計画道路担当)】
		(4) 交差点の改良	道路課 道路課(都市計画道路担当)	・第3次交差点すいすいプランによりすでに事業に着手している五日市街道と国分寺街道の交差点改良事業(すいすいプラン喜平橋)の事業推進及び未着手である小金井街道と五日市街道の交差点改良事業(すいすいプラン小金井橋)の早期工事着手について、東京都に要望した。 【道路課(都市計画道路担当)】
		(1) 防護柵の整備	交通対策課 道路課	・市道第A-13号線(けやき通り)(栄町北通りから栄町通りまで)の区間の防護柵建替工事を行ったほか、既存の防護柵の修繕を行った(6件)。 【交通対策課】 ・市道第D-80号線(鈴木街道)において、小平警察署からの依頼により、防護柵の設置を行った。【道路課】
		(2) 道路照明の整備	交通対策課	・既存の街路灯の維持管理をしたほか、10本を設置し、宅地開発で受け入れた道路に設置された街路灯39本を受け入れた(令和5年度末時点で合計8,754本)。
		(3) 道路標識の整備	交通対策課 道路課	・老朽化した警戒標識の撤去(1件)及び建替え(2件)などの維持管理に努めたほか、警戒標識を安全対策として新設(1件)した。【交通対策課】
		(4) 信号機の整備	交通対策課	・交通管理者に対し、信号機設置を要望をした(27か所)。

4	交通安全施設等の整備	(5)その他の交通安全施設等の整備	交通対策課 道路課	・交通管理者等と連携しながら、カーブミラーの設置(9基)及び安全施設等修繕(319件)を行った。【交通対策課】 ・市道第D-97号線(小金井公園通り)において、歩行者専用区間の起点付近のポストコーンを撤去してバリカーを設置した。【道路課】
		(6)交通環境のバリアフリー化の推進	道路課 交通対策課 生活支援課 障がい者支援課	・市道第B-24号線と府中街道の交差点において、市道第B-24号線と接続する点字ブロックを設置した。 ・市道第A-21号線(中宿通り)と市道第A-30号線(富士見通り)の交差点の南東において、交通管理者によるエスコートゾーンの設置に伴い、点字ブロックを移設した。 ・市道第D-258号線(はなこ北通り)と市道第D-75号線(東部市民センター北通り)の交差点において、交通管理者によるエスコートゾーンの設置に伴い、点字ブロックを移設した。【道路課】 - 小平駅南口周辺及び花小金井駅南口周辺で破損している点字ブロックの修繕を行った(4件)。【交通対策課】 ・福祉のまちづくり条例や障がい者福祉計画に基づき、各課と連携しながら福祉のまちづくりを推進した。【生活支援課・障がい者支援課】「再掲第1章1」
5	自転車利用環境の総合的整備	(1)自転車通行空間の整備	交通対策課 道路課	・交通管理者との自転車ナビマークの設置についての要望・調整により、市道第A-71号線(萩山通り)と市道第B-19号線及び市道第B-20号線(たかの街道)の一部区間に交通管理者による施工で自転車ナビマークが設置された。【交通対策課】
		(2)自転車駐車場の整備と運用	交通対策課 道路課	・小川駅西口地下自転車駐車場整備について、実施設計を行うとともに、関係機関との協議や建築基準法上の許可申請を行った。 ・小平駅南口有料自転車駐車場の更新について、基本設計、測量、交通量調査を行うとともに、地元商店会及び自治会との意見交換(1回)を行った。 ・駅周辺の民営自転車駐車場の整備を促すため、小平市民営自転車等駐車場補助金交付事業について市ホームページで情報発信を行うとともに、鷹の台駅、小川駅、花小金井駅周辺の民営自転車等駐車場整備に対して補助金を交付した(3か所)。【交通対策課】
		(3)放置自転車に対する対策強化	交通対策課	・東大和市駅を含む7駅に放置自転車等駅頭指導整理員を配置し、自転車等の利用者への適切な自転車駐車場利用の指導と放置自転車に対する警告を行った。 ・自転車等放置禁止区域等にある放置自転車等を撤去した(1,200台)。 ・自転車等放置禁止区域表示看板の点検及び修繕を行った。 ・放置自転車等の防止のため、適切な自転車駐車場利用について市報等により周知を図った。 ・「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」により、駅周辺の放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車利用マナーの啓発を行った。 ・小川駅西口地区第一種市街地再開発事業による道路整備に伴い、放置自転車等の防止のため、自転車等放置禁止区域の追加を行った。
6	道路利用の適正化		道路課	・道路占用許可を適正に行った。 ・違法広告物共同除去事業において、11社の関係機関とともに20枚の違法広告物を撤去した。
7	踏切道の安全対策	(1)鉄道立体化(連続立体交差)の促進	道路課(都市計画道路担当)	・東京都の「踏切対策基本方針」において鉄道立体化の検討対象区間に位置づけられている田無から花小金井駅付近までの区間の事業化推進について、東京都に要望した。 ・また、鉄道立体化を含む花小金井駅周辺地区まちづくりに向けて市民意識の高まりをつくり出すための取組として、「都市計画道路の整備状況等に関するオープンハウス」を実施した(6日間)。
		(2)その他踏切道の安全措置	道路課	・鉄道事業者により市内踏切道内の踏切障害物検知装置の高規格化の検討が行われた。
8	公共交通機関(コミュニティバス・コミュニティタクシー等)の利用促進		公共交通課	・転入者及び運転免許自主返納者に向けて、市内の路線図を掲載した「小平市公共交通マップ」を配布し、公共交通機関の利用促進を図った。 ・交通事業者の協力を得て、バスやタクシー等の公共交通が、身近で環境にも優しい乗り物であることを効果的にPRすることでさらなる利用促進につなげ、過度にマイカーに依存しない持続可能な地域づくりに貢献するイベント「バスとタクシーのひろばin小平」を行い、利用促進につなげる情報発信を行った。 ・市制施行60周年記念で作製した公共交通グッズと、限定デザインの1日乗車券、及び回数乗車券のセット販売(10月以降は単品販売)をした。公共施設やコミュニティタクシー車内のほか、市主催イベント等でも行い、利用促進に繋げた。また販売の際には、積極的にコミュニティバス・コミュニティタクシーのルート等の説明を行い、利用促進を図った。

(2) 第2章 交通安全意識の啓発

施策 番号	名称	担当	令和5年度の主な実施状況
1	段階的・体系的な交通安全教育の推進	(1)学校等における交通安全教育 ① 保育園・幼稚園	交通対策課 保育課 ・小平市交通安全対策協議会において、協議会委員を通じて、所属団体への交通安全運動期間中における交通安全教育等について要請した。 【交通対策課】 ・子どもの交通事故防止対策等に関する関係機関からのお知らせを各施設で周知し、交通事故防止を呼びかけた。 加えて、公立保育園2園で、小平警察署との連携による交通安全教室を行い、交通事故防止を呼びかけた。【保育課】
		(1)学校等における交通安全教育 ② 小学校	交通対策課 指導課 ・小平市交通安全対策協議会において、協議会委員を通じて、所属団体への交通安全運動期間中における交通安全教育等について要請した。 ・「自転車ルールブック」を市内小学校の新入学児童に配布した。 【交通対策課】 ・全校で交通安全教室を実施した。【指導課】
		(1)学校等における交通安全教育 ③ 中学校	交通対策課 指導課 ・市内市立中学校3校(一中、二中、四中)で交通事故再現型交通安全教室を実施した。【交通対策課・指導課】 ・小平市交通安全対策協議会において、協議会委員を通じて、所属団体への交通安全運動期間中における交通安全教育等について要請した。 ・市内市立中学校の新入学生に中学生以上の年齢層を対象とした自転車ルールブックの案内チラシ(自転車ルールブックが掲載されている市ホームページへリンクする二次元コード付)を配布した。【交通対策課】
		(1)学校等における交通安全教育 ④ 高等学校、大学、専修学校など	交通対策課 ・小平市交通安全対策協議会において、協議会委員を通じて、所属団体への交通安全運動期間中における交通安全教育等について要請した。 ・小平市内の大学6校に、警視庁が作成した電動キックボードに関する「交通安全情報」のポスターを配布した。
		(2)高齢者に対する交通安全教育	高齢者支援課 交通対策課 ・市ホームページ及び「自転車ルールブック」で、電動アシスト機能付自転車の安全利用についての広報啓発を行った。 ・小平市医師会を通じて、市内医療機関への「安全運転相談ダイヤル」に関するチラシの配布を依頼した。【交通対策課】 ・高齢者の交通安全順守と健康増進の意識を高めることを目的に、高齢クラブとの共催で「交通安全健歩会」を開催した。その際に、啓発品の反射材(タックルバンド)を着用し、交通安全意識の向上を図った。 ・「高齢者のしおり」に運転免許の自主返納制度についての記事を掲載した。 【高齢者支援課・交通対策課】
		(3)自転車利用者に対する交通安全教育	交通対策課 ・市内市立中学校3校(一中、二中、四中)で交通事故再現型交通安全教室を実施した。「再掲第2章1-(1)③」 ・9月・10月市民総合体育館、10月小平元気村おがわ東において、自転車シミュレータを活用した交通安全教室を実施した(3回)。 ・「自転車ルールブック」を市内小学校の新入学児童に配布したほか、中学生以上の年齢層を対象とした「自転車ルールブック」を市役所本庁舎での交通安全啓発パネル展等で配布した。 ・小平警察署等の関係機関と連携して、通勤通学時間帯を中心に自転車利用者等に対し、交通安全啓発チラシの配布や交通安全の呼びかけによる広報啓発活動を実施した(23回)。 ・スマートフォンやタブレットを使って正しい自転車の利用方法を学べる教材アプリ「東京都自転車安全学習アプリ(輪トレ)」について、市報、市ホームページやチラシ等で掲載するなど広報啓発活動に努めた。 《新規の取組》 ・小平市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付事業を令和5年10月より開始し、広報啓発活動を推進することにより、自転車利用者の自転車乗車用ヘルメット着用促進を図った(補助金交付件数2, 037件)。
		(4)歩行者に対する交通安全教育	交通対策課 ・小平警察署等の関係機関と連携して、通勤通学時間帯を中心に歩行者等に対し、交通安全啓発チラシの配布や交通安全の呼びかけによる広報啓発活動を実施した(21回)。
		(5)自動車運転者に対する交通安全教育	交通対策課 ・小平警察署等の関係機関と連携し、青梅街道、立川通りにおいて、走行中の自動車運転者に安全運転の重要性を呼びかけた(2回)。
		(6)二輪車運転者に対する交通安全教育	交通対策課 ・小平警察署等の関係機関と連携し、青梅街道、立川通り、府中街道において、走行中の二輪車運転者に声掛けして、安全運転や安全装備の重要性を呼びかけた(5回)。
		(7)外国人に対する交通安全教育	市民協働・男女参画推進課 ・市ホームページで、外国人の方向けの日本における交通安全ガイドへのリンクによる情報発信をした。

2	地域社会における交通安全意識の高揚	(1) 地域ぐるみの交通安全活動	交通対策課 市民協働・男女 参画推進課 指導課	・春と秋の全国交通安全運動期間中に、小平警察署や小平交通安全協会等と連携し、市内のスーパーマーケット前などにおいて、反射材などの啓発品を配布し、交通事故防止を呼びかけた。 ・全国交通安全運動のリーフレットを自治会宛に配付し、交通安全意識の向上を図った。【交通対策課】 ・自治会への一斉発送時に、交通対策課より依頼のあった交通安全に関するチラシ等を発送した。【市民協働・男女参画推進課】 ・全校で、地域と連携した登下校の見守りを行った。 ・全小学校において、小平警察署や小平交通安全協会等と連携し、歩行者や自転車利用者に対し、交通事故防止を呼びかけた。【指導課】
		(2) 職場、家庭における交通安全教育活動	指導課 交通対策課	・けいしちょうWEB教室を活用し、安全教育の充実を図った。【指導課】 ・警視庁が作成した「交通安全情報」を市内市立小中学校の生徒に配布し、児童及びその保護者に対する交通安全啓発活動を行った。 ・市で作成した小平市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付事業のポスターを市内幼稚園・保育園、市内市立小中学校、都立高校に掲示依頼し、子どもや保護者に対する自転車乗車用ヘルメット着用促進に向けた広報活動を行った。【交通対策課】
3	交通安全に関する広報・啓発活動の充実・強化	(1) 多様な広報媒体による広報活動の充実	交通対策課 秘書広報課	・市報、市ホームページ、LINE、X(旧ツイッター)、デジタルサイネージ、懸垂幕、ポスター、チラシ等の広報媒体、「自転車ルールブック」や交通安全啓発品等の配布、多くの人が集まる行事等での啓発など、あらゆる手段や機会を通じて効果的な広報啓発活動を推進した。【交通対策課・秘書広報課】
		(2) 関係機関と連携した広報啓発等の実施	交通対策課	・小平警察署や小平交通安全協会等の関係機関と連携して、広報車や交通安全キャンペーン等を通じた広報啓発活動を実施した。 《新規の取組》 ・小平市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付事業を令和5年10月より開始したことに伴い、小平警察署と連携して、署での補助事業チラシの配架による広報啓発活動を推進することにより、自転車利用者の自転車乗車用ヘルメット着用促進を図った(補助金交付件数2, 037件)。
		(3) 飲酒運転や妨害運転等の危険運転根絶に向けた規範意識の確立	交通対策課	・市ホームページ等で、飲酒運転や妨害運転等の危険運転根絶に向けた情報発信を行った。 ・小平警察署や小平交通安全協会等の関係機関と連携して、チラシ配布などの街頭啓発活動を行った。
		(4) 通学路や生活道路等の安全確保に向けた広報啓発	学務課 交通対策課	・市報、教育委員会だよりで通学路の安全確保について周知を行った。各小学校では、新学期に安全教育を実施した。また、年度末に通学路合同点検で指摘された危険箇所についての対応状況を通学路合同点検を実施した19校に報告するとともに、必要に応じて学校だより等を通じて保護者や地域住民に周知を図った。 ・登校時間帯に教育委員会、小平警察署、道路管理者で啓発イベントを実施した。【学務課】 ・小平警察署や小平交通安全協会等の関係機関と連携して、広報車や市内の通学路周辺における通学・通勤の自転車・歩行者等に対する交通安全を呼びかけた。【交通対策課】
		(5) 横断歩行者の安全確保に関する広報啓発	交通対策課	・市ホームページ等で、歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上についての広報啓発を行った。 ・小平警察署や小平交通安全協会等の関係機関と連携して、横断歩行者等に対する交通安全を呼びかけた。
		(6) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用等の広報啓発	交通対策課	・小平警察署や小平交通安全協会等の関係機関と連携し、シートベルトやチャイルドシートの着用について効果的な啓発方法について意見交換を行った。
		(7) 「早めの前照灯点灯(ライトオン)」等の広報啓発	交通対策課	・夕暮れ時と夜間帯には重大交通事故が多発する傾向にあることから、市ホームページで情報発信するとともに、小平警察署や小平交通安全協会等の関係機関と連携し、ヘッドライトの早めの点灯や、反射材用品等の着用について広報啓発を行った。
		(8) 運転中の携帯電話・スマートフォン等の不使用の徹底の広報啓発	交通対策課	・「自転車ルールブック」や交通事故再現型交通安全教室等において、携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転の危険性について広報啓発を行った。

(3) 第3章 交通規制と道路交通秩序の維持

施策 番号	名称	担当	令和5年度の主な実施状況
1	交通実態に対応した交通規制の推進	(1) 路線・交差点対策 交通対策課 道路課	・交通管理者に交通規制の実施や信号機の設置を要望するとともに、注意喚起看板(96枚)を設置するなど、交通事故防止対策を行った。【交通対策課】
		(2) 生活道路対策 交通対策課 道路課	・交通管理者に、御幸町の生活道路に交通規制(一時停止)を要望した。 ・地域住民等からの要望箇所、路面標示や注意喚起看板の設置・修繕を実施した((参考)安全施設等修繕件数331件)。【交通対策課】 ・市道第D-193号線道路補修工事(鈴木町一丁目)に伴い、段差改良工事を実施した。【道路課】「再掲第1章1」
		(3) 自転車対策 交通対策課 道路課	・交通管理者との自転車ナビマークの設置についての要望・調整により、市道第A-71号線(萩山通り)と市道第B-19号線及び市道第B-20号線(たかの街道)の一部区間に交通管理者による施工で自転車ナビマークが設置された。【交通対策課】「再掲第1章5-(1)」
2	駐車秩序の維持	交通対策課	・交通管理者に違法駐車車両に起因する交通渋滞や交通事故等を防止するため、駐車違反の指導取締りの強化を要望するとともに、注意喚起看板を設置した。
3	指導取締りの強化	交通対策課	・交通管理者に横断歩行者保護のため、横断歩行者妨害違反の指導取締りの強化を要望した。

(4) 第4章 救助・救急体制の充実

施策 番号	名称	担当	令和5年度の主な実施状況
1	救急事故現場及び搬送途上における救急処置の充実・強化	小平消防署	・小平消防署を事務局とする救急業務連絡協議会において、救急救命士及び救急資格者の知識・技術を向上させるための教育体制について意見交換を行った。
2	救急医療機関等との連携強化	小平消防署	・小平消防署を事務局とする救急業務連絡協議会において、救急医療機関等との連携強化を図るための方法について意見交換を行った。
3	東京消防庁救急相談センター等の利用促進	健康推進課	・不要不急な救急要請を抑制するため、受診を迷った場合などの相談先である「東京消防庁救急相談センター(＃7119)」について、市ホームページに掲載するなど案内に努めた。
4	応急手当等の普及啓発の推進	健康推進課 指導課 交通対策課	・小平消防署職員による、市民向けAED講習を実施した(2回、計24人)。【健康推進課】 ・小平消防署において、教員向けに普通救命講習を実施した。【指導課】 ・小平市交通安全対策協議会において、小平消防署から協議会委員である各団体の代表者に対し、救命講習への積極的な参加についての要請があった。【交通対策課】

(5) 第5章 被害者支援の充実と推進

施策 番号	名称	担当	令和5年度の主な実施状況
1	交通事故相談体制の充実	市民課(市民相談担当)	・相談は月2回、原則第1・3火曜日に5件ずつ実施し、年間で37件の相談があった。
2	交通事故の被害者救済制度の充実	(1) 東京都市町村民交通災害共済の加入促進 市民課(市民相談担当)	・市ホームページ等で広報し、3,368名の申し込みがあった。
		(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進 交通対策課	・市ホームページをはじめ、イベントでの自転車ルールブック及び啓発チラシの配布等を通じて周知を行った。

(6) 第6章 災害発生時の交通安全の確保

施策 番号	名称	担当	令和5年度の主な実施状況
1	緊急通行車両等の交通の確保	道路課 防災危機管理課	・災害時には緊急通行車両等の通行を確保するため、東京都震災対策条例で新たな車両の乗り出しが禁止されていることや、市内の主要幹線道路が交通規制されることをデリバリーこたいらや避難所開設準備委員会等の機会に周知を行った。 ・災害時に交通規制される「緊急交通路」についての周知を図るため、令和5年4月発行の小平市防災マップから地図面に新たに説明文を掲載した。【防災危機管理課】
2	大規模事故等の関係機関の相互連携の確保	道路課 防災危機管理課	・小平市地域防災計画修正に伴い、防災会議等を通じて関係機関との協力・連携体制について確認を行った。【防災危機管理課】
3	災害への備えに関する広報啓発	防災危機管理課	・大地震が発生した場合の交通規制や災害時対処等への備えについて、「小平市防災マップ」の配布により周知を図った。

小平市交通安全計画 (令和3年～令和7年度) 進捗状況報告書

(令和5年度)

発行年月 / 令和6年9月

発 行 / 小平市

編 集 / 小平市都市開発部交通対策課

〒187-8701

小平市小川町二丁目1, 333番地

電 話 042-346-9827

FAX 042-346-9513

メール kotsu-taisaku@city.kodaira.lg.jp